

議第 109 号

下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例について

下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 6 年 11 月 29 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

市営住宅に対する多様な需要に対応し、本来の入居対象者の入居が阻害されない範囲内で、地域の実情に対応した弾力的な活用を実施するため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例

下呂市市営住宅条例（平成16年下呂市条例第131号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<u>（目的外使用）</u> 第69条 （略） <u>2 市長は、公営住宅の地域対応活用について</u> <u>（平成21年2月27日国住備第117号国土交通</u> <u>省住宅局長通知）に基づき、公営住宅地域対</u> <u>応活用計画が国土交通省中部地方整備局長</u> <u>の承認を受けた場合にあっては、法に規定す</u> <u>る市営住宅の入居の対象となる者以外の者</u> <u>に対して使用を許可することができる。</u> <u>3 前項に規定する市営住宅の使用に係る許</u> <u>可、使用料の徴収等に関して必要な事項は、</u> <u>市長が別に定める。</u>	<u>（敷地の目的外使用）</u> 第69条 （略）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【参考資料】

下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

市営住宅に対する多様な需要に対応し、本来の入居対象者の入居が阻害されない範囲内で、地域の実情に対応した弾力的な活用を実施するため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

- (1) 公営住宅地域対応活用計画が国土交通省中部地方整備局長の承認を受けた場合にあっては、市内事業者が社宅等の目的で市営住宅を使用する目的外使用が実施できるよう改めます。

(第 69 条関係)

- (2) この条例は、公布の日から施行します。

(附則関係)